

## 【上級】企業法とコンプライアンス 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成28年1月1日時点で施行されている法令に基づく）、誤表記により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。

第2版第2刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

※「指名委員会等設置会社」について

⇒以下の修正箇所に記載がない「委員会設置会社」という記載はすべて、「指名委員会等設置会社」に置き換えてください。(P8目次 3.会社の機関(6)、P67(2)7行目、P67(2)13行目、P70 3行目、P76 b)1・9行目、P77(6)1) 1行目、P77(6)2)8行目、P78 6行目、P82 ix)2行目、P92(4)7行目)

### 第2章 第1節 会社法

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
67	(2)会社法下 での会社の 機関 2行目	会計監査人、委員会)を置く場合は定款で定める (326条)。	会計監査人、 <u>委員会監査等委員会又は指名委員会 等</u> )を置く場合は定款で定める(326条2項)。
67	(2)会社法下 での会社の 機関 7行目	～を採用するか、②執行機関として取締役会また は取締役を採用するか、③監査機関として～、	～を採用するか、② <u>監査等委員会設置会社制度を 採用するか、③④執行機関として取締役会または 取締役を採用するか、④⑤監査機関として～</u>
67	(2)会社法下 での会社の 機関 16行目	したがって、～(略)～自由しかない。	<u>したがって、～(略)～自由しかない。これに加え て、平成27年に施行された改正会社法により、 ③監査等委員会設置会社という機関設計の選択 肢が増えた。</u>
71	5行目	(332条)。ただし、委員会設置会社では常に1年 である。また、解任については、株主総会におけ る普通決議による解任が可能となった。	(332条2項)。ただし、 <u>委員会指名委員会等設置 会社では常に1年である。監査等委員会設置会社 においては、監査等委員である取締役の任期は2 年、それ以外の取締役の任期は1年(332条3項4 項)となっている。</u> また、解任については、株主総会における普通決 議による解任が可能 <u>となった。</u> であるが、監査等 委員である取締役の解任の決議については特別 決議が必要とされている(344条の2第3項)。
71	9行目	(331条4項)。	(331条 <u>4</u> 5項)。
73	5行目	(423条3項)。	(423条3項)。 <u>ただし、監査等委員会以外の取締 役が利益相反取引について、監査等委員会の承認 を受けたときは、取締役の任務懈怠を推定する規 定は適用されない(423条4項)。</u>

73	6)取締役の報酬 2行目	(ただし、後述の委員会設置会社は例外)。	<del>（ただし、後述の委員会設置会社は例外）。なお、</del> <u>監査等委員では報酬についての意見陳述権（361条5項6項）により監督が強化され、指名委員会等設置会社では報酬委員の過半数を占める社外取締役による監督機能に期待して、報酬委員会に報酬の決定が委ねられている（404条3項、409条）。</u>
74	2行目	られた。なお、委員会設置会社については監査役・監査役会の設置が禁止されており、この点は後述する。	られた。 <u>また、平成26年の改正会社法により、取締役会の監督機能の強化を目的とした監査等委員会設置会社制度が創設された。なお、委員会指名委員会等設置会社については監査役・監査役会の設置が禁止されており、この点は後述する。</u>
74	1)譲渡制限のない会社の場合 1行目	監査役を置く必要があり、大会社では監査役会の設置も必要である。監査役の権限は、業務一般について及ぶ。また、～(略)～置かなければならない。	<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の公開会社は、監査役を置く必要があり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の大会社では監査役会及び会計監査人を必ず置かなければならない。の設置も必要である。</u> <del>監査役の権限は、業務一般について及ぶ。また、～(略)～置かなければならない。</del>
74	2)譲渡制限のある会社の場合 1行目	大会社にあつては監査役および会計監査人は必ず置かなければならない。	<u>公開でない大会社にあつては監査役および会計監査人は必ず置かなければならない（328条2項）。</u>
74	2)譲渡制限のある会社の場合 4行目	他方、取締役会を置く会社～	他方、 <u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の取締役会を置く会社～</u>
74	2)譲渡制限のある会社の場合 6行目	監査役が置かれた場合、会計監査人を置かないときは、監査役の権限を会計に関する事項に限定できる。	監査役が置かれた場合、 <u>監査役会または会計監査人を置かないときは、監査役の権限を会計に関する事項に限定できる。この場合、監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の登記が必要となる。</u>
76	7行目	(348条、362条)。	(348条、362条、 <u>399条の13</u> )。
76	9行目	～株式会社の業務の適正を確保するために～	～株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために～
76	27行目以下 加筆修正	viii) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 非監査役設置会社では、 x) 取締役が株主に報告すべき事項の報告をする	<del>viii) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</del> <u>監査役への報告に関する体制</u> <del>ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</del> <u>取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制</u> <del>x) 取締役が株主に報告すべき事項の報告をする</del>

		ための体制	<p>報告に関する体制</p> <p>x) <u>前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</u></p> <p>xi) <u>監査役の職務の執行について生ずる費用の前払・償還等に係る方針に関する事項</u></p> <p>xii) <u>その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制</u></p> <p><del>非監査役設置会社では、</del></p> <p><del>取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制</del></p>
77	(6)	(6)委員会設置会社	(6) <u>指名委員会等設置会社</u>
78	8行目に挿入		<p>(7)<u>監査等委員会設置会社</u></p> <p>1) <u>意義と特色</u></p> <p><u>監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を設置する株式会社であり、利用が進まない従来の委員会設置会社に代わり、監督機能を強化する目的で平成26年6月の改正法により導入された。</u></p> <p><u>指名委員会等設置会社と同じく監査役・監査役会は設置できないが、業務執行は執行役ではなく取締役が行う。監査等委員は取締役でなければならず、その取締役は3人以上で、過半数は社外取締役でなければならない。</u></p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は2年（短縮不可）。それ以外の取締役の任期は1年である。</u></p> <p>2) <u>権限</u></p> <p><u>監査等委員は、取締役の職務執行の監査及び監査報告の作成、会計監査人の選解任等(399条の2)の監査権限のほか、業務執行者に対する監督機能の強化を図るために、監査等委員以外の取締役の選解任・報酬について、株主総会での意見陳述権が与えられている点が特徴である。</u></p>
78	(7)	(7)株主代表訴訟	(8)株主代表訴訟
78	(7) 19行目	～これを認めている。	～これを認めている。 <u>なお、平成26年会社法改正により、一定の要件もとで、最終完全親会社等の株主が100%出資の子会社の会社の役員に対し、株主代表訴訟を提起することが可能となった(特定責任追及の訴え)。</u>
79	(8)	(8)差止請求権	(9)差止請求権

82	1)「募集株式の発行」概念の統一 8行目	旧法では、～(略)～同様の規定にそろえている(なお、金融商品取引法上の～(略)～注意が必要である。)	<del>旧法では、～(略)～同様の規定にそろえている(なお、金融商品取引法上の～(略)～注意が必要である。)</del>
85	③市場取引もしくは公開買付けによる場合 1行目	会社が市場取引もしくは公開買付けによって自己株式を取得する場合、	<del>会社が市場取引もしくは公開買付けによって自己株式を取得する場合、</del>
92	(4) 剰余金の分配方法 (全面書き換え)	利益配当の～(略)～注意が必要である。(458条)	<p><u>会社法においては、あらかじめ配当に関する事項につき株主総会の承認(原則として普通決議)があれば、分配可能額の範囲内で行う限り、配当時期や回数に制限はない。なお、会計監査人設置会社、かつ、監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社で、取締役の任期を一年以内としている会社、および指名委員会等設置会社は、定款で定めれば、配当を取締役会の権限とすることもできる(459条)。</u></p> <p><u>分配可能額は、最終事業年度の末日における貸借対照表を基本に計算された剰余金の額(446条)に、その後配当を行う時点までの変動要素を加減して計算される(461条)。ただし、純資産額が300万円未満の場合、配当はできない(458条)。</u></p>

第2章 第2節 独占禁止法

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
116	1) 手続 4行目	そして意見申述・証拠提出の機会を当該事業者に与えた上で、違反が認められれば排除措置命令を行う(49条)。	そして処分前手続きとして公正取引委員会が指定する職員が主宰する意見聴取手続きを行わなければならない意見申述・証拠提出の機会を当該事業者に与えた上で、違反が認められれば排除措置命令を行う(49条)。
117	2行目	不服があれば審判開始請求を行う。～(略)～(77条以下)。	<del>不服があれば審判開始請求を行う。～(略)～(77条以下)。</del> 不服があれば、抗告訴訟として東京地方裁判所において審理することとなる。平成25年の改正により、従来の審判制度は廃止された。独禁法違反事件は、複雑な経済事案を対象としていることから、裁判所による専門性判断を確保するために公正取引委員会の排除措置命令等に係る抗告訴訟の第1審は東京地方裁判所の専属管轄とされた(85条)。東京地裁における審理は3人の合議体で行われ(5人による審理も可能)、控訴審では5人の合議体による審理もできることとなった(86条、87条)。
117	3) 効果 5行目	同命令が確定するか、同命令が審決として確定した場合には、	同命令が確定するか、 <del>同命令が審決として</del> 確定した場合には、
117	3) 効果 7行目	ほか(なお、民法709条による損害賠償請求は命令・審決の確定を要件とするものではないが、審決は不法行為の認定の重要な根拠となるものであり、損害賠償を行う上で大きな意義を持つ)、	<del>ほか(なお、民法709条による損害賠償請求は命令・審決の確定を要件とするものではないが、審決は不法行為の認定の重要な根拠となるものであり、損害賠償を行う上で大きな意義を持つ)、</del>
118	4) 審決違反 に対する 罰則	4) 審決違反に対する罰則 排除措置を命じる確定審決に違反した場合、審決違反ということで罰則の対象となっている(97条)。再犯事案に対して確定審決違反の罰則を適用することは、公取委の審決に違反する再犯であることを明示するという面でも意味があるが、実際に同規定により事業者が処罰された例はほとんどない。	4) <del>審決</del> 排除措置命令違反に対する罰則 排除措置を命じる確定審決命令に違反した場合、 <del>審決違反</del> ということで罰則の対象となっている(97条)。 <del>再犯事案に対して確定審決違反の罰則を適用することは、公取委の審決に違反する再犯であることを明示するという面でも意味があるが、実際に同規定により事業者が処罰された例はほとんどない。</del>
119	2) 課徴金額 10行目	(51条)。	( <del>51</del> 63条)。
119	3) 手続 2行目	(50条、52条以下、77条以下)。	( <del>50</del> 62条、 <del>52</del> 64条以下、77条以下)。

第2章 第3節 金融商品取引法

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
133	3行目	以上が、継続開示の骨格である	以上が、継続開示の骨格である。
133	②日本版 SOX法 22行目	(193条の2第2項)。	(193条の2第2項)。しかし、規模が一定未満の会社については、上場後3年間は監査の免除を受けることができることとなった。
136	3)株券等の 大量保有の 状況に 関する開示 10行目	～「5%ルール」と呼ばれている。	～「5%ルール」と呼ばれている。なお、大量保有報告制度の対象となる株式には、自己株式が含まれないことが平成26年改正法により規定された。
138	①金融商品 取引業者 とは 21行目	a)有価証券の売買、～(略)～r)上記a)～q)に類するものとして政令で定めるもの(18号) ※P138a)～P139r)までを書き換え	a)有価証券の売買、～(略)～r)上記a)～q)に類するものとして政令で定める者(18号)「金融商品取引業」の業務内容は、有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(2条8項1号)、その媒介、取次ぎ又は代理(2号)、市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引等の委託の媒介、取次ぎ又は代理(3号)、店頭デリバティブ取引等(4号)、有価証券の元引受け等(6号)、有価証券の売出し(8号)、投資助言(11号)、投資運用(12号)、顧客有価証券等管理(16号)など、多岐にわたる。
140	9行目	～受けることができる。	～受けることができる。なお、平成26年改正により、少額の投資型クラウドファンディングを取扱う金商業者の参入要件が緩和された。
144	5)金融商品 取引所の業 務及び監督 9行目	大阪証券取引所	大阪証券取引所
144	5)金融商品 取引所の業 務及び監督 10行目	東京金融先物取引所	東京金融先物取引所
145	7行目	～委託を開始した。	～委託を開始した。その後、平成25年に大阪証券取引所との経営統合によって称号を株式会社日本取引所グループに変更し、東京証券取引所自主規制法人も日本取引所自主規制法人へと名称を改めた。

153	②公開買付者等関係者等のインサイダー取引の禁止 13行目	株主、取引先等であり	株主、取引先等に加え、 <u>公開買付け等の対象となる者及びその役員等</u> であり
154	2行目	公表方法であるが、①の f) のア) は、有価証券報告書等ではなく、公開買付開始公告等となり、公開買付けではない 5%以上の買集めには使えないし、ウ)は、自社株の公開買付けに限定されており、他社株の公開買付けや 5%以上の買集めには使えない。(167 条 4 項)。	公表方法であるが、①の f) のア) は、有価証券報告書等ではなく、公開買付開始公告等となり、 <del>公開買付けではない 5%以上の買集めには使えないし、ウ)は、自社株の公開買付けに限定されており、他社株の公開買付けや 5%以上の買集めには使えない。(167 条 4 項)。</del> <u>重要事実ではなく、公開買付け等事実となる。いずれも、公開買付けではない 5%以上の買集めには使えない (167 条 4 項、施行令 30 条 1 項 4 号)。</u>
157	1) 開示規制違反 1~2行目	～、大きく分けると二つのタイプある。	～、大きく分けると二つのタイプ <u>がある</u> 。
157	1) 開示規制違反 10行目	～とがある。	～とがある。 <u>なお、平成 26 年の改正により、虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任が見直され、無過失責任から過失責任に変更された。</u>

第2章 第4節 知的財産法

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
176	(1)商標法の保護対象 2行目	マークである。	マーク（平成26年改正法により、文字・図形・記号・立体形状（またはこれらと色彩との結合）のみならず、「音」や「色彩のみからなる商標」なども商標登録の対象となった）である。
181	3行目	（同法2条1項4～9号）	（同法2条1項4～ <del>9</del> 10号）
181	26行目	不正の競争の目的で使用または開示する～	不正の競争の利益を得る目的または図利加害目的で使用または開示する～
182	5行目	さらに、平成18年改正により、営業秘密の侵害に対する刑事罰の罰則強化が図られた。	<del>さらに、平成18年改正によりその後、累次にわたる改正により、</del> 営業秘密の侵害に対する刑事罰の罰則強化が図られた <del>た</del> ている。
182	7行目	営業秘密侵害罪の適用対象となる行為には、いずれも「不正競争の目的」が必要であり、～	営業秘密侵害罪の適用対象となる行為には、 <del>いずれも「不正競争の目的」</del> 不正の利益を得る目的または図利加害目的が必要であり、～
182	10行目	親告罪とされている。	親告罪とされている。 <del>たが、平成27年改正法で非親告罪とされた。</del>
182	14行目	日本国内で管理されていた営業秘密を日本国外で不正使用、不正開示した場合にも適用される。	日本国内 <del>で管理されていた</del> において事業を行う保有者の営業秘密を日本国外で不正使用、不正開示、不正取得・領得した場合にも適用される。



第2章 第5節 労働法

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
207	2)パートタイム 労働者 11行目	「職務の内容」が同じで、期間の定めのない労働 契約を締結しているもので、かつ～	「職務の内容」が同じで、 <del>期間の定めのない労働 契約を締結しているもので、かつ～</del>
207	2)パートタイム 労働者 13行目	(同法8条)	(同法 <del>8</del> 9条)
208	2行目	(同法14条)	(同法 <del>14</del> 15条)
208	3)派遣 労働者 12行目	派遣期間は政令で指定する専門的業務等の一定 の業務を除き～	派遣期間は <del>政令で指定する専門的業務等の一定 の業務</del> 場合を除き～
208	3)派遣 労働者 19行目	(同法26条7項)	(同法26条 <del>7</del> 6項)
223	(6)安全 衛生・ 労災補償 7行目に 挿入	関する規制」(第5章)の部分である。 労災補償は、～	関する規制」(第5章)の部分である。 <u>安全衛生については、化学物質などの対策のほ か、精神障害を原因とする労災認定件数の増加を ふまえ、平成26年改正により、一定の事業者に、 労働者のストレスチェックが義務化されている。</u> 労災補償は、～

第3章 第3節 内部統制の法制化への対応

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
256	8行目	～られた。	～られた。 <u>2014年の会社法の改正では、規則で定められていた「株式会社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため」の体制の整備が会社法自体で明記され(348条3項4号、362条4項6号、416条1項1号ホ)るとともに、企業集団における内部統制システムの構築・運用状況について事業報告書に記載することが求められるようになった。</u>
256	21行目	このように、～(略)～相次いでおり	<del>このように、～(略)～相次いでおり</del>
256	25行目	スタンダードとされている。そこで、コンプライアンス・オフィサーとしては、	スタンダードとされている。 <del>そこで、</del> <u>おり、</u> コンプライアンス・オフィサーとしては、

第3章 第4節 個人情報保護法

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
284	3) 各省庁によるガイドライン	<p>3)各省庁によるガイドライン 個人情報保護法は、各民間事業者が行う～ html)</p>	<p><del>2)各省庁によるガイドライン 個人情報保護法は、各民間事業者が行う～ html)</del></p> <p>3)個人情報保護委員会の新設 個人情報保護法の監督権限は各省庁の主務大臣とされていたが、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、平成28年1月1日より、「個人情報の保護に関する法律」に係る所掌事務は個人情報保護委員会に一元化されることとなった。</p>

【上級】企業法とコンプライアンス 第2版第2刷 用